

2 Community

視聴者コミュニティ

「改正」放送法により 全放送が総務省監視下に！

現在、NHKの受信料義務化が一旦留保されたため、国民の関心が薄れた隙に乗じて、総務省が主導して放送メディア支配を狙う「放送法などの改正」法案が国会に上程されています。それはNHKに対しては経営委員会の強化を口実に、総務省が日常的に介入できる仕組みを拡大し、民間放送に対しては「あるある問題」の「再発を防ぐ」と称して放送番組すべての分野に「虚偽」「事実」「国民生活への悪影響」の判定権を総務省が握ることを許す法律改正です。憲法第二一条の「表現の自由」に抵触する重大問題です。

「改正」放送法の全文は膨大な量にのぼります。また、法律の専門的表現も数多くみられますので、本号では、関係条文の問題点をかいつまんで指摘することにします。インターネットをお使いの皆様は総務省のホームページに全文が掲載されていますので、お確かめ下さい。

(http://www.soumu.go.jp/main_04/k_honan.html)

法案の問題点を以下の六点到絞って指摘しておきます。

1 NHKに関する「改正」箇所

最も大きな「改正」点は経営委員会の権限強化です。

経営委員会の権限は第一三条から二三条に規定されています。

現行法との大きな違いは、予算や決算など財務関係の事項が中心であった議題に、会長、副会長などの職務体制の適否、番組基準や放送番組の編集計画等までもが組み入れられた点にあります。

（第一四條）さらに委員の選任についても、現行法が規定していた地域性が薄められ、「全国各地方」から選

任する（第一六條）と政府の意に沿う人事が可能な形に改められているので

経営委員会の役割強化を担うのが監査委員会（第二三條の三）です。新たに設置される本委員会の委員は経営委員の中から選出され、少なくとも一人は常勤とされる極めて実質的な委員とされます（第三項）。その権限は役員

の職務の監査とされ（同条四）、いつでも役員などの職務の執行状況を報告させ、調査することが可能であり、必要に応じて役員を差止めすること

とができる（同条七）強大な権力を有するのです。NHKの経営は名実共に政府の任命する経営委員、中でも常勤の監査委員が担うことになるのです。

ところで昨年議論が展開された国際放送の手直しは、現行法の「命令」が「要請」に表現が弱められています。しかし、先の監査委員が総務大臣の要請に従わないことは、実質的に不可能です（第三三條・三五條）。受信料義務化の見送り（第三二條）といひ、国民を刺激する条文だけが先送りされているのです。

2 一般放送事業者（民放）に関する「改正」箇所

次に民放に関する「改正」点を検討することにします。これまで受信料義務化法案の陰に隠れて表立った議題すらされてこなかった民放に関する法改正が組上に乗せられました。

関西テレビの「あるある事件」での民放に対する不信感を利用して素早く打ち出されたのが総務大臣による「虚偽放送に対する再発防止計画書」提出命令です（第五三條の八の二）。視聴率を稼ぐための極めて悪質な虚偽放送を逆手にとり、誰が、何を虚偽とするかも明確ではない「事実」にまで「再発防止命令」をださせる余地のある法案が用意されたのです。政権批判ですら、「虚偽」と政権が認定することによって正さざることを可能にしようとする陰謀が隠れているのです。

また、本「改正」案では、規制緩和の流れを汲んで、はじめて認定放送持株会社制度が導入されるようになっています（第五二條の二九・五二條の三二）。

従来のマスメディア集中排除の原則が崩され、効率化と資金調達の容易化のために、総務大臣の認定を受けた巨大持株会社による放送局を設置することが可能となるのです。

NHK・民放を問わず、総務大臣の強力な指揮監督の下に日本の放送網が再編されようとしているのです。

E・T・V問題に危機感を抱いていた安倍政権は、NHK職員の不正経理問題や「あるある事件」を介入への絶好機と捉え、絶対多数の現状を最大限活かして懸案の解決に乗り出したのです。

WATCH

「感動したNHK」その時歴史は・・・
「イタイイタイ病」裁判 公害裁判「最初の住民勝利」のドラマ 京都 湯山 哲守

NHKが先日、3月7日に放映した「その時歴史は・・・」は「その時」を「イタイイタイ病裁判」の患者が三井神岡鉱業に富山地裁で勝訴した1971年6月30日」と設定して物語を展開しました。感動しました。

物語の山は2つありました。富山県・神通川流域の農民たちに戦前から発生していた「骨がもろくなる」「激痛で動かすのも困難」という「奇病」はすでに長い間、特に女性たちを苦しめてきました。その「奇病」の原因を地元の医師・荻野昇氏がついに上流にある三井鉱山からの排水に含まれる「鉱毒のカドミウム」であることを突き止めるまでの物語が1つ。布団をかぶせただけで「痛い痛い」と叫ぶ患者を診察して荻野医師が「イタイイタイ病」と命名したとは初めて知りました。脈をとると「脈を採ったところから骨が折れた」という言葉とともに印象深いものでした。2つめは自らが公害の発生源であることを否定し、まして補償をしようとはしない三井鉱山を相手取り、被害住民が損害賠償請求訴訟を起し、最後に勝訴するという物語です。すでに全国的に、高度経済成長期、水俣病や四日市ぜんそくなど「公害」汚染で苦しむ患者が大量に発生しており、若い弁護士たちがどこでもその「法的救済」のために頑張っていました。が、「イタイイタイ病」裁判でも地元の弁護士を助けて全国から若手弁護士たちが駆けつけたようです。被告「三井」には元裁判官、元検事など錚々たるメンバーが付き「位負け」状態で「因果関係の立証」に執拗にこだわる彼らの戦術の前に「若手」たちは苦戦しましたが、最後は聞き直った新しい法廷論理で闘うこととなりました。「カドミウムが体内でどのように吸収されて発病するかはこの際問題ではない。発病の原因がカドミウムであることが分かればよいのだ。早く結審すべきだ」と。裁判官も結局これを認め、当時4大公害裁判の中では遅いほうの提訴だったにもかかわらず、最も早く結審・判決が行

NHKアーカイブスへのお誘い

NHKアーカイブスは、私の好きな番組の1つです。その理由は、懐かしい番組が観られるのと同時に、懐かしい時代Ⅱのんびり過ごしたいあの頃、に帰れるからです。

3月25日に放送されたものは、「きょうの料理」と「現代の記録」でした。まずは、番組の紹介と感想から。

1. きょうの料理「正月料理(二)」(1978年12月11日放送分)

放送開始当時(1957年)は、生放送だったそうで、当然の事ながら、放送時間の10分以内に料理が出来上がらなければいけませんでしたが、しかし、今のよう料理素材や道具など便利で時間短縮ができるものが少ない時代のこと。今よりも、手間のかかることをすべて手作業でやっていたと言っても過言ではないのでしよう。

この日の番組放送時(1978年)も、今から見れば、便利なもの。は少なかつたこととでしよう。それでも、番組中に料理指導の辻嘉一さんが、「最近では、きれいに洗われた物(ごぼう)が売られています、これは美味しいところをみな取られています。」と話していましたので、そろそろ「手を加えられた素

察できます。

さらに、この日の料理テーマ「正月料理」も今に比べれば、まだまだ各家庭で作られていたことと思います。手間暇かけて下ごしらえをしながらも10分間で手際よく3品を紹介していました(途中、調理過程を省いた物もありました)。

料理で手間と時間がかかるのは、材料作りです。しかし、美味しく食べるには、下ごしらえも大事と改めて気づきました。この放送当時は、家庭用ビデオもまだまだ普及していなかったレインターネットなどもなかったため、この番組を観ていた人はメモを取りながら勉強していたのではないかと思います。教える方も習う方も苦労しながらやっていたのです。

2. 現代の記録「新中仙道」(1962年11月17日放送分)

国道17号ができた当時の沿線の様子を紹介した記録番組です。私の住まいの近くや、私の父方の出身地付近も登場しました。懐かしもあり、羨ましくもある光景が映し出されました。

国道の基点である日本橋から埼玉県南部にかけては、近代ビルも建ち始め、車の交通量も増えてきた時代ですが、そこを抜けると本当に牧歌的

な光景が広がりました。

特に印象に残った場面は、高崎駅前でお弁当を食べる人々と長野の畑で子どもを負担て作業をする母親の姿でした。どちらも、今では見ることができないほのぼののんびりした光景です。

ペットボトルも缶飲料もない時代、駅のストロブにかけられたやかんからみんなにお湯をついぎ、駅前のベンチではお弁当を食べている光景。旅とは、本来こういう物なのではないかと思ひながら観ていました。

そして、機械を使わない全て手作業が牛が動かしていた農業。その中で、乳飲み子を背負いながら働く母親。きつと、私には想像もできないほど大変な暮らしだったのだらうと思うのですが、そこには危機感やギスギスした雰囲気は感じられませんでした。却って余裕すら感じられるのでした。

番組を後に考えたこと

日本では例えば1960年代、現代で言えば「発展途上」と言われる国々について良く、「人々の暮らしは貧しかった(貧しい)けれど、みな生き生きとしてある意味豊かである」と言われますが、これはどうなのだろうと私は思います。

本当に貧しかった(貧しい)のでしょうか。私が今回観た「現代の記録」でも、番組の司会者であるアナウンサーが同じようなことをコメントしていました。たしかに、1962年の長野県の農業地帯の朽ちかけた家々のようすも少年の笑顔も、「生活は貧しいけれど生き生きとしている」という表現がピッタリなのかもしれません。

けれども、その内容を考えると、「(今より)便利な」物が無い。「食べる物も質素(粗末?)」ということなのではないでしょうか。これらは、よくよく考えてみれば、人間にとつてはどちらが良いことなのか判らないと思うのです。

便利になったことで失ったものはないか?飽食といわれる現代、成人病の若年化などで体が脅かされていないか?と今一度考え直すことが必要であると私は思うのです。

タイトルに、「時よゆつくり流れよ」と書きながら、実は「時をゆつくり流せよ」と自分に言っていたのだと気がついた私です。(猫田美優)

ハドリアヌスウォールはイングランドとスコットランドの境界付近を東西に走る高さ5mにも達する直立する石の城壁です。現在もその基礎部分が残っていて、世界遺産に指定されています。

WATCH つづき

わたしたちという事です。この「被害者」を早く救済すること。「細かい立証に優先する」という法廷理論は、その後の公害裁判をはじめ「被害者救済裁判」への先駆となったということでした。

ところで、物理学関係の人間にとつて、神岡鉱山はその後、2つ目の注目を浴びることになりました。1983年、その地下1000メートルの廃鉱に素粒子検知装置「カムイオカンデ」がつけられました。約3000トンの重水を蓄えたその装置が87年、マゼラン星雲の中の超新星爆発で生じた中性微子(ニュートリノ)を検出し、そのリーダー小柴昌俊さんはノーベル物理学賞を受賞しました。神岡鉱山の「陰と光」に思いを馳せないわけにはいきません。

また番組の中で「若手弁護士」の中心として活躍する近藤孝孝さんが「現在の姿で」思い出を語っているのも見比べて懐かしく思いました。

少し確かめたいことがあつて「再放送」をNHKのホームページで調べたところ、予告された日が国会質問の録画放映で「中止」となったあと、しばらく再放送予告がありませんでした。ドラマの中心人物の1人、近藤孝孝さんが日本共産党の参議院議員として12年間活躍された方だったため、政治的なクレームが再び再放送しないのではないかと、またNHKの「権力に弱い体質」が出たのかと心配していたらようやく、4月になって予告が出ました。ほんと胸をなで下ろしたところです。ただしずっと先の6月4日、ちよと開きすぎだとは思いますが未だ見ておられない方がいたらご覧をおすすめします。



論説

最近の新聞各紙の社説の表現が気になります。特に目立つのが読売新聞の社説です。今朝の朝刊でも「年金法案、一元化もパート対策も練り直せ」とあります。同紙の論調がそのままだと政権担当者の言葉となつて用いられることも度々です。さらに気になることは、意図的にある種の情報が排除されて報道されていることです。他紙に先に掲載されたために時間をおいて記事を書くという傾向は、この新聞社にもあります。しかし、同紙が意図的に政権に不利な情報を排除しているように感じているのは私だけでしょうか。

2007年4月19日

NHK経営委員 各位

放送の独立性の守護者にふさわしい見識と気概を持った経営委員長をNHK新経営委員長の選出にあつての申し入れ

NHK経営委員会の委員長であつた石原邦夫氏は、去る4月10日の経営委員会委員長の辞任する意向を表明され、了承されました。これに伴い、5名の委員が改選される今年6月に新しい経営委員長が選任されることと伝えられています。

この機会に私たちジャーナリズムに関わる個人有志ならびに市民団体は、新しい経営委員長の選任にあつて、経営委員の皆様に以下のことを申し入れます。皆様におかれましては、この申し入れを十分考慮の上、公共放送としてのNHKの「経営方針その他その業務の運営に関する重要事項を決定する権限と責任を

うか。そして各新聞社と「提携」しているテレビ局の報道が同様であることは言うまでもありません。さらにNHKもこれに右へならえ状態です。マスコミの実態は、既に放送法「改正」の内容を先取りしているのです。関西テレビの「あるある」だけではなく、有名人タレントが知ったかぶりをして持論を展開しますが、その主張が系列局（新聞社）の主張と異なることはほとんどありません。中立、公正などとはとても言えない一方に偏した主張が堂々と大音量で流れているのです。

私には「あるある」は仕組まれていたのではないかと考えます。身内を犠牲にしたかのように見せながら、実は民放を一網打尽にしようとしている（編集者）

う陰謀を考えるのは読み過ぎでしょうか。同局（系列局もまた）にとつて、総務省の監視は当たり前だからです。こうした新聞、テレビが垂れ流す「世論調査」は明らかに「世論操作」としか思えません。

ではこうした政権側の一方的な主張の垂れ流しに対抗する有効な手段は何でしょうか。日本全国に立ち上がっている「九条の会」は実態を持ったキメの細かな運動体として最終局面で力を発揮することでしょう。さらに私が求めたいのは、ホームページやブログによる主張の展開と「二枚舌」でこまかそうとする政権の稚拙な論議の暴露だと考えています。さあ、今から直ぐにブログを立ち上げませんか。（編集者）

有する」（放送法第9条第4項）組織の長にふさわしい人選を行っていただくよう、強く要望いたします。

1. 行政からの独立性を堅持するにふさわしい委員長を

放送法総則で定められた放送の自主自立を堅持するには、委員理事会はもとより経営委員会も行政からの独立性を保つことが不可欠です。ところが、現行の放送法では、経営委員は両議院の議を経て内閣総理大臣が任命することになっています（第9条第1項）。

番組編集の独立性を侵す国際放送命令が総務大臣によって強制的に発動されたり、受信料の水準について総務大臣が越権的な発言を繰り返したりする状況の中で、私たちは経営委員会の独立性とその下の機能の強化が従来にも増して強く求められていると考えます。そのためには、行政が経営委員の選任権を持つ上記のような仕組みを再考

自由広場

いつものように東京のT.Wさんが近くの公園のとても美しい蓮の写真を送って下さいました。近年、私達の「四季」が激変しています。この美しい桜の花をいつまでも楽しむことができます。（編集者）



(東京・T.Wさん)

※次号で詳報します。

権利に及ぶ番組制作を放送するよう、NHKを促す資質が求められます。そのために、私たちは企業経営の経験ではなく、公共放送のあるべき姿についての高い見識と放送文化についての深い造詣を備えた経営委員長を待望します。

3. 経営委員長の選任権を有効に活用されるよう要望します。

現行の放送法では、経営委員長は委員の互選によって選出することになっています（第9条第4項）。にもかかわらず、今回の経営委員長の人選は非公式ながら、行政の主導で進められようとしています。私たちはこのように行政が経営委員長の人事に越権的に干渉することに強い危惧と怒りを感じています。

上記の1で指摘した経営委員会の行政からの独立性を具体的に示す意味でも、今回の経営委員長の人選は放送法の定めにも則り、経営委員の

主体的合議で決せられるよう、強く要望します。また、選出の経過を示す経営委員会の審議の模様を議事録で公開され、視聴者への説明責任を果たされるよう求めます。

以上

賛同者

個人

丸次郎（ジャーナリスト／アジアプレス）・岩崎明（放送レポート）編集長・岡本 厚（「世界」編集長・桂 敬一（立正大学講師）・北村 肇（週刊金曜日）編集長）・阪口徳雄（弁護士・篠田博之（月刊「創」編集長）・田島泰彦（上智大学教授・野中重弘（アジアプレス代表・服部孝章（立教大学教授・原 寿雄（ジャーナリスト）・林香里（東京大学情報学助教授・松田 浩（メディア研究者）

団体

NHK問題京都連絡会・NHK問題を考える大阪の市民の会・NHK問題を考える会（兵庫）・NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ・日本ジャーナリスト会議・放送を語る会・メディアの危機を訴える市民ネットワーク

・4月21日、放送を語る会主催の「拡大放送フォーラム」に参加してきました。第一部では、二人の弁護士から「国民投票法案とメディア規制」について約1時間講演。イタリア調査の報告もありました。第二部では、パネラー5人のうち醍醐共同代表から資料を基に放送法の改定案について、判りやすい解説・問題提起がありました。

(東京・T.Wさん)

※次号で詳報します。



★私は視聴者にお金だけ出させてNHKを政治の道具のように扱う政治家・総務省と権力のいいなりになって児童の学芸会のような番組で国民を惑わせるNHKに腹が立ちいまだに支払い停止を続けています。務化法案の提出を見送ったとの報道ですが、これは政府とNHKの出来レースだと思うのです。民放が一人前になるまでは、NHKの受信料でせせと送信施設を増強し、その為にかなりなお金を要したでしょう。しかし、整備が行き届いた現在では受信料の二割削減なんて簡単なことでしょう。NHKは都合の良い時期を見計らい、値下げOKを出すでしょう。民放（経営者）は金蔓のNHKがずっけては困るため、しっかりお金を徴収出来る義務化は大賛成、良識あるTV番組コメンテーターも出演で飯を食っている手前、経営に都合の悪い発言は出来ないため、ノーコメントでしょう。残るマスコミと云えば、利害関係にない新聞・雑誌しかない。どうか、活字マスコミを使って頑張ってください。支払い停止を解除し、物を言う方が良く思うのですが、軍門に下るようでふらついてます。※四十年近く払い続けた受信料は莫大な金額です。そんな視聴者の声など一度も聞いたことのないNHK。なんとしても視聴者側に権限を持たせたいものです。 Zさん

★放送法改正案で政府の管理が強化されそう、ある少数の誤りだけを大きく取り上げて、それをなくすために法の改正が必要だ、との論議は戦後の日本では多々ある、「警察予備隊、保安隊、自衛隊、」と既成事実をつくって、それも各種の特別法を作り最高基本法の憲法の上に置きだから現状に合わない「軍」に改正したい、私はこの論議で法律を国家が立案するのは間違いだと思う、（法規範などからしも）。ついでに、先日会報をありがとうございました、ある文章で「憲法は押し付けではなかった、たぶんNHKの放送をご覧になっての感想でしょうが、たしかに番組の内容にちぐはぐの点があったようです、（言葉を濁すような）古 関教授は「九条と安全保障第五巻、小学館文庫」に筋立てて「押し付けではない」書いてあります。とりあえずは義務化を盛り込まれなかったのは会の代表他の方々の活動の成果だと思います。新聞を読んだ感想です。 新潟県・Sさん

★NHKは民放と異なり、スポンサーの顔色を伺いながら番組を編成する必要がない。それ故、真に国民／視聴者のためのメディアとなれるはずだが、現実には政府／与党がスポンサーになっているとしか言いようがない。これまで、義務化することなしに、大多数の視聴者が、自己の自由意志に基づいて受信料を納めてきたことは世界に誇れる「よき慣習」とも言えよう。NHKが己のだらしなさを棚に上げ、政府与党に擦り寄り、むしろ、それに便乗して「受信料支払いの義務化」を進めようとする動きは断じて容認できない。これを強行すれば、今まで善意で受信料を納めていた人たちにまで「払いたくない」と思わせるだけである。NHKが一党一派に偏せず、真の民衆の味方として行動すれば、「義務化」することなく受信料の支払いが復するものと確信する。 東京都・Wさん

★NHKも義務化に賛同していないようです、私が目にする有識者の方々の発言も否定的です、最近の新聞の義務化についてのアンケートを見ますと70歳以下は反対が多数のようです、70歳以上の方々がなぜ多いかと思ひますが、この方々は日本の戦争期に生き抜いた方々です時代背景があるでしょう、もしかすると国営放送と思っている人たちもいるのではないのでしょうか。総合して国民は政府案に反対なのでありますから強行してはいけません。多くの矛盾があるなかで政府もNHKも国民のための公共放送なのだとことをしっかりとお考えになってください。NHKの経営のあり方について多くの方々が知らないことと思いますが、14年から17年の予算、決算書を見ますに、あまりにも流用科目がありすぎる、経営委員会の決算承認がはたして厳格に行われているのか目玉ではありませんが、プロ野球の阪神タイガースに放送権をもちとうとした会長の考えが、桁違いに多くなっています、なぜか、受信料請求の合理化がなっていない、これらすべてが放送料に関係してくることで。 新潟県・Sさん

★すべての人びとのため、そしてそれぞれの利益が対立する場合には命に関わることを優先する、という意味での真の「公共」からはあまりに程遠い現状のNHKへの受信料義務化に対しては、またその真の意味での「公共」放送とはなじまない受信料義務化に対しては、断固として反対します。 東京都・Oさん、Dさん

★NHKが政府から独立し、国民の側にたった視点で様々な権力と対立することを可能にするためには、政府の予算組みだけでなく、視聴者の任意の受信料制度が必要だろうと思います。これが義務化されるということは、二重三重に弊害があると思います。他にも色々思うところがありますが、取り急ぎ、反対の意思を表明致します。 Kuさん

★受信料を義務化する前に、放送の自主自律を堅持する姿勢を明らかにして、政治に弱いNHKの体質を改めてください。視聴者に信頼され、進んで受信料を払いたくなるような健全な報道媒体でなければ市民は益々NHKへの反発を強めることになります。私達にはコマーシャルイズムに流されない公共放送を享受する権利に基づいて受信料支払いという義務を果たしたいと思います。視聴者の権利を顧みず、義務のみを強化し、罰則化に向かうことには強く反対いたします。 東京都・Kさん

★問題をいまだ解決しないまま義務化したら、やけぶとりだ。 埼玉県・Mさん

◆入会させて下さい。前回入会の時と、気持ちの整理がつかず遅くなりました。これからも、よろしくお願い致します。 Kさん

◆私はテレビはほとんど観ませんし、中でもNHKは理由あって観ませんし、よって契約もしていませんが災害時の情報提供というものでは全く、不必要とは思っていません。そしてNHKの放送、そのあり方については深い関心を持っているものです。 広島県・Tさん

◆NHKがジャーナリスト精神に則って運営されるなら、受信料を喜んで支払います。 神奈川県・Sさん

◆大事な会だと思っています。忙しくしているためあまり力にはなれないかと思いますがよろしくお願いします。 東京都・Hさん

★受信料義務化によって政府は自由自在に操ることの可能な国営放送を手に入れることができ、バラエティ番組しか提供できない民放と相まって、国民の意思を自由に操ることが可能になります。こんな法律がまかり通ることはとても許せません。 三重県・Yさん

NHK 受信料義務化に反対する署名にご賛同下さい。お友達、仲間にお願ひしてください。

詳しくは会のホームページまたは会事務局まで。http://space.geocities.jp/shichoshacommunity/